

資料2－1

禁止行為の追加及び処分対象範囲の拡大について

2022 年 12 月 15 日

1. 規制整備の必要性

- ・証券業界においては、近年、従業員による顧客情報の漏えい等に関する問題行為が見受けられており、顧客から苦情が寄せられるケースも散見されている。こうした行為の中には、顧客情報の不正取得や転職後の不正使用など現行の「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」（※）では捉え切れない行為も存在している。
- ・このような行為については、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客の信任を裏切るものや顧客が予期しない損害を被るおそれが高いものも含まれているところ、このような行為について禁止行為とすべく自主規制規則を整備する必要があるものと考えられる。

※【職務上知り得た秘密の漏えい】の規制の趣旨（営業責任者・内部管理責任者必携より一部抜粋）

「協会の役職員は、有価証券の売買その他の取引等を行う投資者について、その資力等に応じて適正な投資勧誘を行わなければならないため、顧客カード等により顧客に関する未公開の情報を収集し、入手し得る立場にある。このような顧客の情報を外部に漏えいすることは、顧客の信任を裏切り、証券会社の信用を失墜させるおそれがあり」、また、「職務上知り得た情報、例えば財産状況等について外部に漏らすようなことがあると、それによって顧客は予期しない損害を被るおそれがある」ことから、職務上知り得た秘密の漏えいが禁止されている。

2. 禁止行為に係る考え方

- ・禁止行為については、過度に禁止行為の範囲が広がると、協会の活動を不必要に委縮させてしまうおそれがあることから、禁止すべき行為は必要十分な範囲とすべきと考えられる。

- ・ また、禁止行為の違反は処分の対象になり得ることから、処分範囲が過度に広がらないためにも、禁止すべき行為は必要十分な範囲とすべきと考えられる。
- ・ 他方、今回の検討は新たな禁止行為の範囲を見出すためのものであるが、禁止行為とすべき類型以外の行為についても、悪質性の高い行為など、「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき（金商法 64 条の 5 第 1 項第 2 号）」に該当する行為があれば、処分が行われる可能性があることに留意すべきである。
- ・ なお、本ワーキングで検討する禁止行為の行為類型は、不正競争防止法違反や個人情報保護法違反にも相当しかねないものも含まれる（注 1）が、現行の原則的な運用においては、同法違反として外務員処分が行われるものではなく、「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき（金商法 64 条の 5 第 1 項第 2 号）」に該当するならば処分の検討がなされる（注 2）。

（注 1）不正競争防止法と今回検討する禁止行為との関係性については別紙（本資料の最終ページ）参照。

（注 2）個人情報保護法違反のうち、個人情報の漏えい事案については、故意に顧客情報を漏えいした場合は、「職務上知り得た秘密の漏えい」として事故報告が本協会に提出される。

3. 「情報」の範囲

- ・ 現行の禁止行為である「職務上知り得た秘密の漏えい」の「秘密」の範囲については、その規制の趣旨を踏まえ、「顧客に関する秘密」との解釈で運用されている。
- ・ 本ワーキングで検討する禁止行為の規制の趣旨は、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様と考えられるところ、情報の範囲については、「顧客に関する情報」とすることが適当ではないか。
- ・ また、「顧客に関する情報」は、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、書面や電子媒体に記載・記録された情報に限定せず、原則として、広く情報全般（本人が記憶している情報も含む）とすることが適当ではないか。

（注 1）本人が記憶している情報については、協会員による事実認定が困難な場合も多いと思料するが、例えば後述の「不正使用」のケースでは違反が認められる場合もあるのではないかと考えられる。また、規制の趣旨に照らすと、情報が書面・電子媒体の場合と本人記憶の場合とで区分する必要性は低いと考えられるのではないかと。

（注２）例外的に、本人記憶の情報を含まない場合は、後述の４．（１）「退職時の不返却・不廃棄」②のとおり。

４．禁止行為の検討

- ・行為主体及び行為類型毎に、禁止行為の対象とするか否かを検討する。
- ・以下は、本ワーキングの意見照会の結果を踏まえて、事務局で整理した内容である。

＜検討対象の概要＞

行為主体	行為類型				
	社外持出し／ 退職時の不返却・不 廃棄	不正取得	使用	漏えい	無権限者の保有
本人	イ. 退職時の 不返却・不廃棄 ロ. 社員の持出し 《下記(1) 参照》	イ. 他の協会の 情報を不正取 得 ロ. 自社の情報を 不正取得 《下記(2) 参照》 《唆しは下記(3)》	イ. 不正取得等した 他の協会の 情報を使用 ロ. 社員が業務目的 外の目的で使用 《下記(4) 参照》	職務上知り得た秘 密の漏えい（現行） ＋ 不正取得した情報 を漏えい 《下記(5) 参照》	イ. 部署異動後の 保有 ロ. 不正取得情報 の保有 《下記(6) 参照》 ※転職後の保有は 下記(6)の注参照
悪意の情報 転得者		ハ. 悪意で取得 《下記(2) 参照》	悪意となった後に 使用 《下記(4) 参照》	悪意となった後に 漏えい 《下記(5) 参照》	

（注）網掛け部分が下記（１）～（６）で禁止行為に含めてはどうかと考えている行為類型。

(1) 顧客情報の社外持出し／退職時の不返却・不廃棄

①想定されるケース

イ. 退職時の顧客情報の不返却・不廃棄

協会員の役職員が、正当な理由なく、退職時に顧客情報を協会員に返却又は廃棄・消去しないケース（過失の場合を除く）（顧客情報については、役職員の取得時において、権限がある場合に取得した情報と権限がない場合に取得した情報の両方を含む）

具体例 1) 退職前に社外に持ち出して保管していた顧客リストを、故意に、退職時に協会員に返却又は廃棄していないケース

具体例 2) 退職時に会社のデータベースから顧客リストをプリントアウトして持ち出したケース

※ この行為類型は、意見照会時点では「持出し」と整理していた行為類型であるが、発生する場合としては、具体例 1 のケースの方が多いと考えられること、また、具体例 2 は、社外に持出しするのは退職より前又は同時であるため、不返却・不廃棄の範囲に含まれると解釈できることから、「退職時の不返却・不廃棄」として整理する。

※ 「正当な理由」の具体的な例としては、「顧客が営業員の転職先での取引を希望し、そのために必要な顧客情報を顧客の同意を得て廃棄せず保有するケース」などが考えられるが、具体的なケースについては、改めて検討することとしたい。（後述「(2) 顧客情報の不正取得」の「正当な理由」も同様）

ロ. 社員の持出し

協会員の役職員が、当該協会員の業務の用に供する目的外の目的で、社外に顧客情報を持ち出すケース

②禁止行為の対象とするかの検討

・上記①イについて

不返却・不廃棄の時点では不正使用や漏えいは生じていないものの、退職時に故意に顧客情報を返却又は廃棄しない場合、当該顧客情報が不正な目的で利用される蓋然性が高いと考えられること、また、当該顧客情報が他の協会員以外の者において使用される場合には、後述の「不正取得」や「不正使用」ではカバーすることができないことから、禁止行為に含めることが適当ではないか。

なお、本人の「記憶情報」についても、規制の趣旨に鑑みると禁止行為として扱われるべきであるが、記憶情報を返却・廃棄することは現実的に困難であるため、当該禁止行為に該当するものとは解さないことが適当ではないか。ただし、記憶情報の使用や漏えいがあれば、後述「(4)イ 不正使用」や「職務上知りえた秘密の漏えい」又は「(5) 不正取得情報の漏えい」には該当することとなる。

・上記①ロについて

自社の顧客情報の社外持出しは、一の協会員内の行為であるため、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできること、また、秘密の漏えいを禁止することで必要な投資者保護は図られると考えられることから、禁止行為としないこととしてはどうか。

なお、前述のとおり、禁止行為とすべきできないと整理する場合であっても、悪質性の高い行為など、「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき（金商法 64 条の 5 第 1 項第 2 号）」に該当する行為があれば、処分が行われる可能性があることに留意すべきである。（以下、(2)～(7)において同じ。）

（２）顧客情報の不正取得

①想定されるケース

- ・協会の役員が、顧客情報を不正に取得すること

イ．他の協会の顧客情報を不正取得

協会の役員が、正当な理由（合併の場合等）なく、他の協会の顧客情報を取得するケース

ロ．自社の顧客情報を不正取得

当該情報を取得する権限がない協会の役員が、業務上の必要がないにも関わらず、自社の顧客情報を取得するケース

ハ．他の協会の情報を不正取得した者等から、不正取得された顧客情報等であることを知りながら取得すること（取得時悪意の情報転得者の取得）

協会の役員が、他の協会の情報を不正取得した者又は退職時に顧客情報を返却・廃棄しなかった者から、不正取得された顧客情報又は退職時に返却・廃棄しなかった顧客情報であることを知りながら当該顧客情報を取得するケース（自らの意思によらずに、他者が不正取得した顧客情報の提供を受けてしまうケース）

なお、自らの意思で能動的に取得するケースは前述の（２）①イ「不正取得」に該当する。

②禁止行為の対象とするかの検討

- ・上記①のイについて

他の協会の顧客情報を正当な理由なく取得することは、取得の時点では不正使用や漏えいは生じていないものの、その後の不正使用や漏えいに繋がる可能性が高い行為であり、顧客が予想しない損害を被るおそれや、顧客の信任を失墜させるおそれが高い行為であるため、禁止行為に含めることが適当ではないか。

- ・上記①のロについて

自社の顧客情報の不正取得は、一の協会員内の行為であるため、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできること、また、秘密の漏えいを禁止することで、必要な投資者保護は図られると考えられることから、禁止行為としないこととしてはどうか。

- ・上記①のハについて

自らの意思によらずに、他者が不正取得した顧客情報の提供を受けてしまうケースまで禁止行為の対象としなくてもよいと考えられること、また、情報転得者の行為としては、「不正使用」と「漏えい」を禁止することで必要な投資者保護は図られると考えられることから、悪意の情報転得者の取得は、禁止行為としないこととしてはどうか。

(3) 情報漏えいの唆し行為

①想定されるケース

- ・協会員の役職員が、他の協会員の顧客情報を漏えいするよう、他者を唆すこと

②禁止行為の対象とするかの検討

- ・唆し行為だけで実際の取得がない場合は、顧客が予期しない損害を被るおそれや、顧客の信任を失墜させるおそれとの関係性が低いと考えられるため、禁止行為としないこととしてはどうか。
- ・なお、「情報漏えいの唆し行為だけで、不正取得がなくても禁止行為とすべき」という意見の中に、「禁止行為とすることで牽制効果がある」という意見があった。牽制効果については、情報漏えいの唆し行為によって他の協会員の顧客情報を取得する行為は不正取得に該当することをもって、一定の効果が期待できるのではないか。

(4) 顧客情報の不正使用

①想定されるケース

イ. 不正取得等した顧客情報の使用

協会員の役職員が、退職時に返却・廃棄をしなかった顧客情報（上記（１）イの顧客情報。記憶情報を含む。）又は不正取得した顧客情報（上記（２）イにより不正取得した顧客情報で、記憶情報を含む）を使用するケース

（注）協会員の役職員が、当該顧客情報が退職時に返却・廃棄をしなかった顧客情報又は不正取得された顧客情報（いずれも記憶情報を含む）であることを知りながら使用するケース（使用時悪意の情報転得者の使用）を含む。

ロ. 社員による業務目的外の目的での使用

協会員の役職員が、自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用するケース

②禁止行為の対象とするかの検討

・ 上記①のイについて

退職時に返却・廃棄しなかった顧客情報又は不正取得した顧客情報を使用する行為は、顧客が予期しない損害を被り、顧客の信任を失墜させる行為であるため、禁止行為に含めることが適当ではないか。

・ 上記①のロについて

協会員の役職員が、自社の顧客情報を業務目的外の目的で使用する行為は、一の協会員内の行為であり協会員の 内部管理上の問題と捉えることもできること、また、このようなケースは殆んど想定されないと考えられることから、当該行為を禁止行為として規定する必要性に乏しく、禁止行為としないこととしてはどうか。

（５）不正取得した情報の漏えい

①想定されるケース

協会員の役職員が、不正に取得した協会員の顧客情報（上記（２）①イ～ハにより取得した顧客情報）を第三者に漏えいすること

（注）協会員の役職員が、顧客情報の取得後に、当該顧客情報が不正取得された顧客情報であることを知った後に第三者に漏えいする場合（取得後に悪意となった情報転得者の漏えい）を含む。

②禁止行為の対象とするかの検討

「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、顧客が予期しない損害を被り、証券業の信用を失墜させる行為であるため、禁止行為に含めることが適当ではないか（「不正取得した顧客情報の漏えい」は、現行の禁止行為「職務上知り得た秘密の漏えい」に含まれるか明確でないため、禁止行為に含まれることの明確化を図るべきはないか）。

（６）権限なき者による情報の保有

①想定されるケース

- ・ 協会員の役職員が、権限がないにもかかわらず顧客情報を保有すること
 - イ． 協会員の役職員（顧客情報の取得・保有に問題がなかった者）が、部署異動等で権限がなくなった後も、業務目的外の目的で、顧客情報を協会員に返却又は廃棄せずに、保有し続けるケース
 - ロ． 不正取得した顧客情報を協会員の役職員が保有するケース

(注) 協会員の役職員であった者が、協会員に顧客情報を返却又は廃棄せずに退職後に保有し続けるケースは、退職後は協会員の役職員でないため、「退職後の保有」を禁止行為の対象とすることはできない。このため、上記(1)①イのとおり、「退職時の顧客情報の不返却・不廃棄」を禁止行為とすることで、退職後に保有し続けるケースを捉えることとする。

②禁止行為の対象とするかの検討

・上記①のイについて

一の協会員内の行為であるため、協会員の内部管理上の問題と捉えることもできること、また、秘密の漏えいが禁止されていることで、必要な投資者保護は図られると考えられることから、禁止行為としないこととしてはどうか。

・上記①のロについて

不正取得情報については、「不正取得」、「不正取得情報の使用」、「不正取得情報の漏えい」を禁止することで、必要な投資者保護は図られると考えられることから、禁止行為としないこととしてはどうか。

5. 禁止行為の対象範囲

- ・ 上記で検討した禁止行為は、協会員の役職員の禁止行為として従業員規則に追加するとともに、「金融商品仲介業者に関する規則」(以下「仲介業規則」という。)にも従業員規則と同様の禁止行為が規定されていることから、仲介業者及び仲介業者の外務員の禁止行為として、仲介業規則にも追加してはどうか。
- ・ また、禁止行為が組織的に行われる場合等には協会員の行為としても規制する必要があると考えられることから、「職務上知り得た秘密の漏えい」と同様に、「協会員の投資勧誘、顧客管理等の関する規則」において協会員の禁止行為として規制することとしてはどうか。

以 上

【参考】従業員規則の禁止行為の検討対象と不正競争防止法の営業秘密侵害行為類型（民事）との比較表

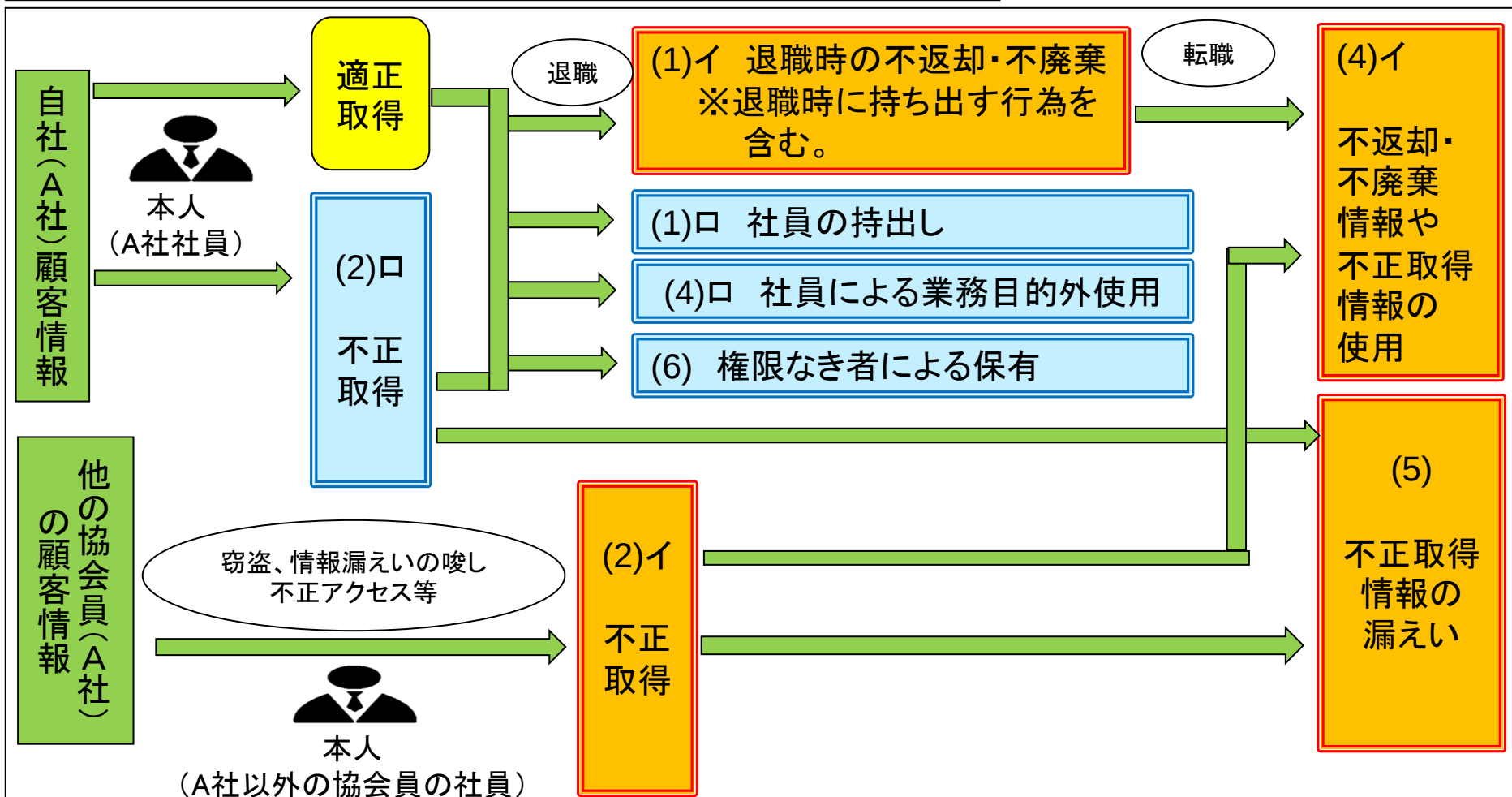
行為主体	行為類型	従業員規則	不正競争防止法 ※該当条項（２条１項）
本人 （情報の一次 取得者）	退職時の不返却・不廃棄	（正当な理由なく退職時に顧客情報を返却・廃棄しない） ○	—
	不正取得	（正当な理由なく他の協会の顧客情報を取得） ○	（不正の手段により取得） ○※４号
	使用	（不正取得情報の使用） ○	（不正取得情報の使用） ○※４号
		（退職時の不返却・不廃棄情報の使用） ○	—
		—	（権原のある者が図利加害目的で使用） ○※７号
	漏えい （開示）	（職務上知りえた秘密の漏えい） ○	（権原のある者が図利加害目的で開示） ○※７号
		（不正取得情報の漏えい） ○	（不正取得情報の開示） ○※４号
悪意の情報転 得者 （情報の二次 取得者）	取得	—	（取得時悪意のみ） ○※５号、８号
	使用	○	○※５号、６号、８号、９号
	漏えい（開示）	○	○※５号、６号、８号、９号

（注）網掛け部分は現行の禁止行為。表中の○は禁止対象を表している。

禁止行為の検討対象の概要（イメージ図）

※二重線の枠が検討対象の行為類型で、赤線が対象とする行為（案）、青線が対象外とする行為（案）
枠内の番号は資料2-1の行為類型の分類を示している。

本人による不返却・不廃棄、不正取得、不正使用、漏えい



禁止行為の検討対象の概要（イメージ図）

※二重線の枠が検討対象の行為類型で、赤線が対象とする行為（案）、青線が対象外とする行為（案）
枠内の番号は資料2-1の行為類型の分類を示している。

悪意の情報転得者による取得、不正使用、漏えい

